

学長辞任請求規程

第 1 章 総則

(辞任請求権)

第 1 条 教職員並びに学生は、本規程の定めるところにより、学長の辞任を請求することができる。

(管理)

第 2 条 本規程に基づく事務を管理させるために、学長辞任請求管理委員会（以下「管理委員会」という。）を置く。

2 管理委員会の構成並びに会議に関する規程は、別にこれを定める。

第 2 章 教職員による学長辞任請求

(辞任請求の方法)

第 3 条 大学若しくは大学に関係のある部局に、専任として、ひきつづき 6 ヶ月以上勤務している教職員は、その総数の 3 分の 1 以上の者の連署をもって、その代表者から、管理委員会に対して学長の辞任を請求することができる。

2 前項の規定による学長辞任請求をしようとする代表者は、管理委員会に対し、文書をもって学長辞任請求署名簿の交付を申請しなければならない。

3 前項の請求があったときは、管理委員会は、学長辞任請求代表者が第 1 項に規定する辞任請求権者であることを確認の上、これに前項の署名簿を交付し、かつ、その旨を公示しなければならない。

4 学長辞任請求署名簿に署名した者の数が、辞任請求権を有する者の総数の 3 分の 1 以上の数になったときは、学長辞任請求代表者は、その署名簿を管理委員会に提出しなければならない。署名簿の提出は、前項の規定による公示の日から 40 日以内に行わなければならない。

(署名の審査・署名簿の縦覧)

第 4 条 前条の規定に基づいて署名簿が提出されたときは、管理委員会は、10 日以内に署名簿を審査し、個々の署名の効力を決定しなければならない。

2 管理委員会は、前項の規定による署名の効力の決定を完了したときは、その日から 7 日間、署名簿を関係人（第 3 条第 1 項の辞任請求権者をいう。以下同じ）の縦覧に供さなければならない。

3 署名簿の署名に関し異議があるときは、関係人は、これを署名簿の縦覧期間内に管理委員会に申し立てることができる。

4 前項の規定による異議申立があったときは、管理委員会は、縦覧期間満了後 7 日以内に、当該異議申立にかかる署名の効力について決定しなければならない。

(辞任請求成否の認定)

第 5 条 管理委員会は、前条第 3 項の異議申立がなかったときは、前条第 2 項の縦覧期間満了の日の翌日に、異議申立があったときは、前条第 4 項による決定の日の翌日に、辞任請求が成立したか否かを認定し、その結果を公示しなければならない。

(辞任請求に関する賛否の投票)

第 6 条 管理委員会は、辞任請求の成立を公示したときは、その日から 30 日以内に辞任請求に関する賛否を問うため、これを大学若しくは大学に関係ある部局に、専任としてひきつづき 6 ヶ月以上勤務している教職員の投票に付さなければならない。

2 前項の投票は無記名投票とする。

(辞任)

第 7 条 前条に規定する投票の結果、辞任請求に賛同する者が投票権者（前条に規定する教職員をいう。）の総数の過半数に達したときは、学長は辞任しなければならない。

(辞任請求の制限期間)

第 8 条 辞任請求は、学長の就任のときから 1 年間及び第 6 条の規定による投票の日から 1 年間は、これを行うことができない。

第 3 章 学生による学長辞任請求

(辞任請求の方法)

第 9 条 ひきつづき 6 ヶ月以上在学している学部学生及び大学院学生は、その総数の 5 分の 1 以上の者の連署をもって、その代表者から、管理委員会に対して学長の辞任を請求することができる。

2 前項の規定による学長辞任請求をしようとする代表者は、管理委員会に対し、文書をもって学長辞任請求者署名簿の交付を申請しなければならない。

3 前項の請求があったときは、管理委員会は、学長辞任請求代表者が第 1 項に規定する辞任請求権者であることを確認の上、これに前項の署名簿を交付し、かつその旨を公示しなければならない。

- 4 学長辞任請求者署名簿に署名した者の数が、辞任請求権を有する者の総数の5分の1以上の数になったときは、学長辞任請求代表者は、その署名簿を管理委員会に提出しなければならない。署名簿の提出は、前項の規定による公示の日から40日以内に行わなければならない。

(署名の審査・署名簿の縦覧)

- 第10条 前条の規定に基づいて署名簿が提出されたときは、管理委員会は10日以内に署名簿を審査し、個々の署名の効力を決定しなければならない。
- 2 管理委員会は、前項の規定による署名の効力の決定を完了したときは、その日から7日間、署名簿を関係人(第9条第1項の辞任請求権者をいう。以下同じ)の縦覧に供さなければならない。
- 3 署名簿の署名に関し異議があるときは、関係人はこれを署名簿の縦覧期間内に管理委員会に申し立てることができる。
- 4 前項の規定による異議申立があったときは、管理委員会は、縦覧期間満了後7日以内に、当該異議申立にかかる署名の効力について決定しなければならない。

(辞任請求成否の認定)

- 第11条 管理委員会は、前条第3項の異議申立がなかったときは、前条第2項の縦覧期間満了の日の翌日に、異議申立があったときは、前条第4項による決定の日の翌日に、辞任請求が成立したか否かを認定し、その結果を公示しなければならない。

(辞任請求に関する賛否の投票)

- 第12条 管理委員会は、辞任請求の成立を公示したときは、その日から30日以内に、辞任請求に関する賛否を問うため、これをひきつづき6ヵ月以上在学している学部学生及び大学院学生の投票に付さなければならない。
- 2 前項の投票は無記名投票とする。

(辞任)

- 第13条 前条に規定する投票の結果、辞任請求に賛同する者が投票権者(前条に規定する学生をいう。)総数の過半数に達したときは、学長は辞任しなければならない。

(辞任請求の制限期間)

- 第14条 辞任請求は、学長の就任のときから6ヵ月間及び第12条の規定による投票の日から1年間は、これを行うことができない。

第4章 規程の改正

- 第15条 本規程の改正は、大学評議会の議に基づき、理事会の承認を要する。
- 2 前項の議決には、出席評議員の3分の2以上の同意を要する。
- 3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、第3章の規定の改正は、学部学生及び大学院学生の過半数の反対ある場合には、これを行うことができない。

附 則

- 1 管理委員会は、学長室に常置するものとする。
- 略
- 11 この規程は、2013年(平成25年)4月1日から改正施行する。

学長辞任請求管理委員会規程

(学長辞任請求管理委員会の構成)

- 第1条 学長辞任請求規程(以下「規程」という。)第2条に定める学長辞任請求管理委員会(以下「管理委員会」という。)は各学部教授会及び専門職大学院各研究科教授会において選出された者各1名、学長直属教員のうちから選出された者1名、及び大学若しくは大学に関係のある専任の職員のうちから選出された者3名、計14名の委員をもって構成する。
- 2 委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。欠員を生じた場合は直ちにこれを補充しなければならない。補充によって委員となった者の任期は前任者任期の残存期間とする。
- 3 管理委員会は委員の互選により委員長を定める。
- 4 委員長は管理委員会を招集し、その議長となり、管理委員会の事務を統理する。

(管理委員会の職務)

- 第2条 管理委員会は次の職務を行う。
- 学長辞任請求をしようとする代表者が学長請求署名簿(以下「署名簿」という。)の交付を申請したとき、その者の資格を確認しこれに署名簿を交付すること。
- 2 署名簿を交付したときは、その旨を公示すること。

- 3 提出された署名簿を審査し、個々の署名の効力を決定すること。
- 4 提出された署名簿を関係人の縦覧に供し、署名簿の署名に関し異議申立について決定すること。
- 5 辞任請求の成否を認定し、その結果を公示すること。
- 6 規程第 6 条及び第12条に基づく賛否の投票を管理すること。

(管理委員会の会議)

第 3 条 管理委員会の会議は、委員の 4 分の 3 以上の出席を必要とし、議決は出席者の 3 分の 2 以上の賛成を要する。

(規程の改正)

第 4 条 本規程の改正は大学評議会の議決を要する。

附 則

- 1 第 1 条にいう専任職員とは職制第 2 章第 2 条及び第 3 章第60条に規定された職員をいう。
- 2 学長、副学長、学長が選任する役職者及び大学事務統轄は第 1 条に規定する委員になることができない。
- 3 この規程は、1970年（昭和45年）6月5日から施行する。

略

- 9 この規程は、2013年（平成25年）4月1日から改正施行する。